知的財産関連の動向

最近のWIPOの動き（43）

世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所 *

１．はじめに

WIPO加盟国は本年2つの新条約を外交会議にて採択した。本稿では，WIPOの最近の動きとして，本年に採択された2つの新条約について紹介する。

・リヤド意匠法条約
・知的財産，遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約

２．リヤド意匠法条約の採択

WIPO加盟国は2024年11月22日，世界中のデザイナーが国内外で意匠を保護することをより容易に，迅速に，かつ低コストで実現する新たなリヤド意匠法条約を承認した。これは，デザイナーの権利強化と意匠における国際協力の促進に向けた大きな一歩となる。

WIPOのダレン・タン事務局長は，最終段階の交渉が行われた都市の名にちなんで「リヤド意匠法条約」と呼ばれる同条約の採択を歓迎し，合意に達した交渉団を称賛するとともに，サウジアラビア知的財産庁（SAIP）の長官であり，会議議長のアルスワイレム氏のリーダーシップを称賛し，「20年，そして2週間にわたる長い交渉の末，本日，私たちは歴史的な瞬間を迎え，WIPO条約の28番目となる『リヤド意匠法条約』を歓迎します」と述べた。

また，タン事務局長は，2024年11月11日から22日まで，サウジアラビアが主催した外交会議（キング・アブドゥルアジーズ国際会議センター，リヤド）の閉会にあたり，加盟国が同年に採択した2つ目の条約であるこの条約は，デザイナーにとっての勝利であるだけでなく，多国間主義にとっても有益であるとして，以下のように述べた。

「5月には，私たちは一堂に会し，知的財産，遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約を採択しました。それから6か月後，私たちは再び一堂に会し，リヤド意匠法条約を採択しました。私たちは，多国間主義が世界をより良いものに変えることができることを示しました」，「交渉のプロセスを通じて，WIPOがしばらくの間，私たちの業務の中心に据えてこなかったテーマ，すなわち，デザインやデザイナー，そして色や形，美しさや審美眼を駆使して私たちの感覚を喜ばせ，生活を豊かにし，伝統を促進し，文化を変革するという彼らの才能に，私たちは真に深く関わることができました。」そして，「この会議が，イノベーションに国境がなく，創造性が花開き，知的財産が強力な推進力となる世界へのインスピレーションとなることを期待します。私たちは共に歴史を作ってきました。これからも，世界中のイノベーターとクリエイターのために，共に歴史を作り続けていきましょう」と締めくくった。

* WIPOの外部事務所の1つ。東京・霞が関に位置する。詳しくは，WIPO日本事務所のウェブページを参照されたい：
https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/
また，WIPOやWIPO日本事務所の主要な活動については，ニュースレター（四季報）にて定期配信中：
https://www3.wipo.int/newsletters/ja/#wipo_japan



ダレン・タン事務局長



アルスワイレム議長

意匠は製品を消費者にとって魅力的にし，競争優位性を提供するビジネス資産である。リヤド意匠法条約により，特に中小企業や個人デザイナーがその意匠を登録するためのプロセスが大幅に簡略化される。

現在，意匠保護の手続きは国ごとに異なり，ある国では「登録意匠」として出願される一方，他の国では「意匠特許」として保護される場合もある。デザイナーは，それぞれの国や地域の知的財産庁の手続きに従う必要があり，このような手続きの複雑さが障壁となっている。

リヤド意匠法条約は，意匠保護の手続きをより予測可能で簡素化されたものとして，費用を抑えることを目指しており，これによって，複数の地域での出願が容易になることが期待される。

リヤド意匠法条約の主な内容として，以下の項目が挙げられる。

・出願時に提出する情報や要素の最大リストを設定することにより，意匠保護の手続きの予見性を高めた。
・出願人が，意匠をどのように表現するかを選択（図面，写真，またはビデオ）できることを定めた。
・一定の条件のもと，出願人が単一の出願書類に複数の意匠を含めることできることを定めた。
・出願日取得の要件を規定した。これにより，遅延による権利喪失を防止できる。
・意匠が最初に公開された日から 12 か月間の猶予期間を設け，その間は公開が登録の有効性に影響しないようにした。
・出願日取得後，少なくとも 6 か月間の非公開を認めた。
・出願人が期限を失念した場合でも，権利を失わないよう救済措置を設け，出願人に柔軟性を提供した。
・意匠登録更新手続きを簡素化した。
・意匠の電子出願および優先権書類の電子交換の促進について定めた。

この条約は，15 の締約国による批准により発効する。

３．知的財産，遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約の採択

WIPO 加盟国は 5 月の外交会議において，「知的財産，遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約」を採択した。

WIPO 加盟国は，5 月 24 日，数十年にわたる交渉の集大成として，知的財産，遺伝資源および関連する伝統的知識に関する画期的な新条約を採択した。これは知的財産，遺伝資源および伝統的知識の相互作用に対処する最初の WIPO 条約であり，また先住民および地域コミュニティ向けの特定の規定を含む最初の WIPO 条約である。

条約の内容としては，特許出願における特許請求の範囲に係る発明が遺伝資源に基づく場合，各

締約国は出願人に対して遺伝資源の出所または原産国を開示することを要求する，または，特許出願における特許請求の範囲に係る発明が遺伝資源や関連する伝統的知識に基づく場合，各締約国は出願人に対して，その伝統的知識を提供した先住民または地域コミュニティを開示することを要求する，というものである。

15 の締約国が条約を締結した場合に条約が発効し，遺伝資源および関連する伝統的知識に基づく発明の特許出願人に対する新しい開示要件が国際法上で定められることになる。

この条約の交渉は 2001 年に WIPO で開始され，先住民および地域コミュニティを交えた議論が注目を集めた。WIPO 事務局長のダレン・タンは条約の採択を歓迎し，条約を通じて，知的財産制度がより包括的に進化し，すべての国とそのコミュニティのニーズに応えながら，イノベーションを促進し続けられることを示したこと，この条約採択は 25 年間の交渉の集大成であるだけでなく，WIPO において多国間主義が健在であることを強く示すものである旨述べた。

４．おわりに

本年は，1 年に 2 つの条約が採択されるという WIPO にとっても画期的な年となった。2025 年も WIPO 日本事務所はこのような WIPO の取り組みを日本語で発信していくので，ご期待いただきたい。

（原稿受領日　2024 年 11 月 29 日）